

# 使用前検査終了証

原規規発第 2101196 号

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明 殿

平成30年5月14日付け廃炉発官30第50号（平成30年6月6日付け廃炉発官30第74号、平成30年7月13日付け廃炉発官30第130号、令和元年12月26日付け廃炉発官R1第163号、令和2年5月12日付け廃炉発官R2第40号、令和2年10月20日付け廃炉発官R2第158号、令和2年11月12日付け廃炉発官R2第177号及び令和2年11月17日付け廃炉発官R2第191号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号）第24条の規定に基づき、終了とします。

令和3年1月19日

原子力規制委員会